

農業分野における災害復旧の迅速化に関する
行政評価・監視

結 果 報 告 書

令和3年12月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国においては、近年、地震・大雨等に起因する自然災害が激甚化・頻発化しており、それに伴い農地・農業用施設への被害も拡大している。農地・農業用施設の復旧に対しては、昭和 25 年に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）が制定され、「農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的」として、災害復旧事業に要する費用に国が補助を行っている。

農地・農業用施設の災害復旧に係る国庫補助事業の実施に当たって、農林水産省においては、地方農政局等を通じて、被害報告に始まり工事完了に至るまで、都道府県及び市町村に対する支援を行っている。また、近年は、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、原形復旧にとどまらない改良復旧の考え方も踏まえた適切な復旧に取り組むとともに、従来の受動的な災害時の支援体制から自発的に職員派遣するなどの災害時の支援体制（プッシュ型支援）へ転換を図っている。

そうした状況の中、都道府県及び市町村の農業土木技師職員の減少や工事事業者の不足などが原因で、災害復旧事務の負担増大や対応遅延がみられ、甚大な被害を受けた地域においては、農地・農業用施設の復旧が長期化するケースもみられる。こうした状況は、意図しない営農意欲の低下や、離農につながりかねないため、農業生産の維持を図るとともに、農業経営の安定のためにも、迅速に復旧を行う必要がある。

本調査は、このような状況を踏まえ、都道府県及び市町村の事務負担の軽減を図るとともに、効率的・効果的な災害復旧事業（国庫補助事業）による迅速な営農再開に寄与するため、災害復旧事業の一連のプロセス及び平常時の取組の実態を把握し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	2
1	農地等の災害復旧の現状	2
(1)	農地等の被災状況	2
(2)	市町村等における農業土木技師職員の推移	3
(3)	農地等の災害復旧状況	3
(4)	本調査の視点	4
2	被害把握	6
(1)	制度の概要	6
(2)	調査結果	6
3	査定前着工	11
(1)	制度の概要	11
(2)	調査結果	11
4	災害査定等	17
(1)	制度の概要	17
(2)	調査結果	17
5	計画変更	25
(1)	制度の概要	25
(2)	調査結果	26
6	事業着手	32
(1)	制度の概要	32
(2)	調査結果	33
7	応援派遣	40
(1)	制度の概要	40
(2)	調査結果	40
8	災害関連事業	48
(1)	制度の概要	48
(2)	調査結果	48
別表	市町村等が、重要変更該当事例のうち軽微変更への見直しを求める事例	51
参考資料		57

